

行方不明者を退職させる方法

社会保険労務士 キャリアカウンセラー
田村 実

Q：当社の従業員が、借金を苦に夜逃げてしまいました。既に1か月間連絡が取れません。退職させようにも退職届を提出させることができません。退職させるにはどのように対応したらよいでしょうか。

A：労働契約を解約する場合、労働者の申出と使用者の承認の双方が必要になります。労働者と連絡が取れない場合、解約はできないことになります。

そこで、解雇ということになるのですが、解雇も解雇の意思表示が労働者に到達しなければ効力が生じません。そこで、連絡が取れなくなってしまった労働者に対しては、民法98条の公示による意思表示を用いて解雇の意思表示を行うことが考えられます。この公示による意思表示とは、簡易裁判所に申し立て裁判所の掲示場に、意思表示を掲示し、かつその掲示があったことを官報に少なくとも1回掲載して行うものです。

官報への掲載がされた日から2週間が経過した時に相手方に意思表示が到達したものと扱われます。

しかし、この方法による場合、手続きが煩雑になったり官報への掲載費用等もかかり、その上最終的に解雇の意思表示を行ったと評価されるまでに1ヶ月以上の期間を要します。

そこで、一般的には就業規則を整備し、例えば2週間無断欠勤をし連絡が取れない場合には、会社は従業員から退職の意思表示があったとみなし、同退職の意思表示を即時に受理することができる。というような規定を設けておくことが考えられます。



年末調整の対象となる人はどんな人？

宗盛 早織

A. 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人で、年間の給与総額が2,000万円以下の人について行います。

- ①年初から引き続き勤務している人
- ②本年の中途から就職した人
- ③本年の中途から丙欄適用でなくなった人
- ④本年の中途で死亡により退職した人
- ⑤本年の中途で国外に転勤のため出国し、非居住者となった人
- ⑥本年の中途で国外勤務から国内勤務となって帰国し居住者となった人
- ⑦本年の中途で著しい心身の障害のため退職し、再就職不能な人
- ⑧パートタイマーとして働いている人などで本年に中途退職し本年中の給与総額が103万円以下の人
- ⑨12月中に支給期の到来する給与の支払いを受けた後に退職した人



Q. 中途退職者の年末調整はどうしたらいいの？

A. [正社員の場合]

「年末調整の対象となる人」の④⑦⑧⑨に該当しなければ、在職中の給与について年末調整を行うことは出来ません。

[パートタイマーの場合]

「年末調整の対象となる人」の⑧に該当し、かつ退職後、本年中に再就職しないことが見込まれる場合、退職の際に年末調整を行うことができます。

【第十四回】

源六日記

司法書士
安友源六

“土地・建物を法務局で調べるには？”

Aさん：最近、気に入った土地と建物を見つけたんですが、その場所や位置とか、形状や権利関係（所有権、差押え、抵当権等）を法務局で調べるにはどうすればいいですか？

わたし：その土地・建物の管轄法務局で、次のようにして調べてください。

まず、土地ですが、住居表示と土地の登記簿上の地番は別のものです。住居表示は住居（人の住みか）に付けられた番号ですから、土地の番号とは異なります。そこで、①まず、法務局に備え置きの「ブルーマップ（ゼンリン発行の住宅地図に法務局備え付けの地図、公図を重ね合わせた地図で、住居表示の下の土地の地番が記載されているもの）」で、その住居表示の敷地の登記簿上の地番を確認します。②次に、その地番の地図や公図の写しを法務局で取って、これとブルーマップや住宅地図を照合してその土地の正確な地番を特定します。③それから、その地番の土地登記簿謄本を取ります。その「表題部」には土地の所在、地番、地目、地積が書いてあり、その「甲区」を見れば所有権に関する事項（誰が所有者か、債権者に差し押さえられているか等）が分かります。さらに「乙区」で抵当権等の担保が設定されているかどうかが分かります。地図では土地の正確な位置・形状・地積が、公図では土地の大まかな位置・形状が分かります。なお、その土地が過去に分筆されたり、地積更正されている場合は、地積測量図が法務局に備えられていますから、その写しを取れば、土地の正確な形状と地積が分かります。

次に、建物の家屋番号は地番と同じ番号が付けられることになっていますので、それに基づいて建物登記簿謄本を取って、「表題部」で所在、種類、家屋番号、構造、床面積を見て、「甲区」、「乙区」で権利関係を確認します。また、建物所在図・各階平面図の写しを取れば、その建物の敷地上の正確な位置や各階の形と床面積が分かります。

登記簿謄本1通に700円、各種図面の写し1通に500円の収入印紙が要ります。

Aさん：なるほど。さっそく法務局へ行ってきます。

H23 年末調整の改正点

小柳博美

扶養控除の見直しが行われました。昨年と比べて変わったのが次の2点です。

①年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除（38万円）の廃止

H22年から始まった子ども手当の支給に伴い、H23年からは対象である年齢16歳未満に対する扶養控除が廃止されました。

②特定扶養親族の範囲を、年齢19歳以上23歳未満に変更

年齢16歳以上19歳未満の方の上乗せ控除（25万円）が廃止されました。

これらの人に対する扶養控除の額は38万円になります。

上記の2点を図で表したものです↓

